

コドモンストア利用特約

コドモンは、コドモンサービス共通利用規約の特約としてコドモンストア利用特約(以下「ストア特約」といいます。)を定め、これにより、契約事業者向けに、コドモンが運営するECモールである「コドモンストア」(以下「本ストア」といいます。)において提供するサービス及びこれに付帯するサービスを提供します。

なお、ストア特約における用語は、文脈上別異に解すべき場合を除きストア特約で定義するもののほか、コドモンサービス共通利用規約で定義する意味を有します。

第1条(定義)

ストア特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによります。

- (1)「コドモンストアアカウント」とは、契約施設単位で発行される、本ストアの利用に必要となるアカウントをいいます。
- (2)「コドモンストアパスワード」とは、本ストアの利用に必要なコドモンストアアカウントに紐付くパスワードをいいます。

第2条(総則・適用範囲)

- ストア特約は、コドモンが提供する本ストア上で、本ストアに出店する個々のEC店舗(契約施設向けの商品又はサービスを販売・提供するコドモン又はコドモン以外の第三者が運営する店舗(日本国外にある店舗を含みます。以下「販売店」といいます。))から商品の購入等の取引を行うサービスの利用条件について定めており、契約事業者とコドモンとの間の基本的な事項を規定します。なお、契約事業者とコドモンとの間で、本ストアの利用に関し、ストア特約の定めとは異なる合意をする場合は、別途契約書面を取り交わすものとします。
- コドモンは、契約事業者による本ストアの利用に関して、ストア特約のほか、ガイドライン等を定めることができます。これらのガイドライン等はストア特約の一部として契約事業者による本ストアの利用に適用されることになります。また、コドモンは、本ストアに関するお知らせ、ご利用方法の詳細等を別途ご案内することができます。本ストアのご利用にあたっては、当該案内等に従ってご利用ください。
- 契約事業者が本ストアを利用した場合、契約事業者がストア特約に同意したものとみなします。

第3条(契約事業者による本ストアの利用)

- 契約事業者は、コドモンサービス共通利用規約及びストア特約並びに販売店が個別に定める取引条件を遵守のうえ、本ストアを利用するものとします。また、契約事業者が本ストアの利用により購入等した商品等の用途は、契約施設での利用に限るものとします。
- コドモンストアアカウント及びコドモンストアパスワードの申込手続及び登録手続はコドモンサービス共通利用規約第3条(コドモンアカウントの申込手続等)及び第4条(コドモンアカウントの登録手続等)に準じるものとします。
- 本ストアは、契約事業者が登録するコドモンストアパスワードを使用して利用するものとします。
- コドモンサービス共通利用規約第4条(コドモンアカウントの登録手続等)第1項第2文に関わらず、本ストアの利用については、コドモン施設アカウントに紐付く本ストアの利用に係る登録手続の完了をもって、当該契約施設に関し、コドモンと申込事業者との間に本ストアに係るサービス利用契約が成立するものとします。
- コドモンは、契約事業者によるコドモンストアアカウント及びコドモンストアパスワードの使用上の過失又は第三者の利用に伴う損害の一切の責任を負わないものとし、第三者が契約事業者のコドモンストアアカウント及びコドモンストアパスワードを用いて本ストアを利用し、コドモン又は販売店に対して意思表示を行った場合、当該意思表示は、当該契約事業者からコドモン又は販売店に対する意思表示がなされたものとみなします。

第4条(契約事業者の情報等)

1. コドモンは、本ストアの利用によって、コドモンが契約事業者から取得する情報については、コドモンサービス共通利用規約に準じて取り扱うものとし、契約事業者はこれに同意するものとします。
2. 本ストアにおける販売店との取引に関する情報は、コドモンのほか、販売店に対して契約事業者より直接提供されることになります。この場合の販売店における当該情報の取扱いについては、販売店が個々に定める取引条件に従うものとします。
3. コドモンは、本ストアのご利用において契約事業者の申告する情報の全ての項目についていかなる虚偽の申告も認めないものとします。

第5条(売買)

1. コドモンが販売店となる場合を除き、契約事業者が本ストアにて行う取引は、全て販売店との間で直接に行われるものであり、コドモンは取引の当事者とはならず、当該取引に関する責任は負いません。納品される商品等において万ートラブルが生じた場合には、契約事業者と販売店との間で直接解決していただくことになります。
2. 前項の定めに従わらず、コドモンは、契約事業者と販売店との取引における決済を販売店のために代行するものとし、契約事業者は商品等の代金を、コドモンが別途定める方法に従い、コドモンに対して支払うものとします。
3. 第1項の定めに従わらず、コドモンは、販売店が提供する商品等に関し、コドモンが別途定める範囲において、補償等を行う場合があります。なお、コドモンは、自己の裁量で補償の範囲、内容等を変更し、又は停止・終了することがあります。

第6条(購入の申込み等)

1. 契約事業者は、コドモンの定める手続に従い、本ストアで販売店に対し商品等の購入等を申し込むことができます。なお、コドモンは、契約事業者及び販売店の便宜向上のために、申込手続の仕様等を隨時変更することがあります。
2. 注文時に契約事業者が選択できる配送方法等その他取引の条件は、販売店で定めたものとなります。契約事業者は、これらの条件（特定商取引法に基づく表記の内容を取りの条件として含みますが、これに限りません。）を自らの責任で確認の上、商品等の購入等を申し込みしてください。
3. 契約事業者が商品等の購入等の申込手続を完了した時点では、契約事業者と販売店との間に、当該申込みに係る商品等の取引契約は成立しておらず、以下の時点のうち、最も早い時点において、申込みに係る商品等について、取引契約が成立します。なお、取引契約が成立した商品の所有権は、販売店が商品を配送業者に引き渡した時に、契約事業者に移転します。
 - (1)販売店から申込みを承諾する旨の連絡が行われたとき
 - (2)商品の発送又はサービスの提供が行なわれたとき
4. 契約事業者による申込手続完了後に、販売店が取引をお断りする場合があり、この場合、販売店に取引の履行を請求することはできません。
5. 申込手続完了後に、販売店が送料・配送方法等の取引条件を変更する場合があります。取引条件の重要な要素が変更された場合、販売店が変更内容を通知します。契約事業者は、販売店からの通知内容を確認しなければなりません。なお、販売店が契約事業者に対して行う連絡、通知、確認等は、コドモンストアアカウントの登録情報または注文情報に含まれる契約事業者のメールアドレスその他の連絡先に行うことをもって到達したものとします。

第7条(支払い)

1. 契約事業者は、販売店指定の期日までに、注文時に選択した支払方法により、商品等の代金等をコドモンに対して支払うものとします。当該期日までに契約事業者による支払いがない場合、当該申込みに基づく取引契約は、販売店により、解除されることがあります。
2. 契約事業者が注文時に分割払い等のクレジットカード決済を選択した場合、かかる取引

- に関する割賦販売法30条2の3第4項に基づく書面は、電子的方法によって交付されることがあります、契約事業者はこれにあらかじめ同意することとします。
3. 契約事業者は、コドモンが別途定める手続に従い「コドモン利用料とのまとめ払い」を決済手段としてご利用いただくことができます。
 4. コドモンは、契約事業者の与信審査を行うことができるものとし、契約事業者は、与信審査の結果により、注文時に選択した支払方法が利用できない場合があることにあらかじめ同意することとします。

第8条(キャンセル・返品等)

1. お申込みの撤回、取引契約の取消・解除及び商品の返品・交換(以下これらを総称して「返品等」といいます。)については、販売店が別途定める条件に従い、販売店が対応するものとし、原則として、コドモンは対応いたしません。契約事業者は、これらの条件を確認の上、商品等の購入をお申し込みください。
2. 前項の規定に関わらず、返品等に関して販売店と連絡が取れない場合、コドモンが別途定める手続に従い、コドモンへご連絡ください。
3. 販売店に帰責事由がないにも関わらず、契約事業者が取引契約の解除を求め、販売店がこれに対応した場合には、契約事業者の購入した商品等が送料無料商品である場合であっても、契約事業者に返品送料を負担いただきます。

第9条(返金)

1. 返品等が生じた場合、これに伴う商品等の代金の返金に関しては、販売店が別途定める条件に従い、販売店が対応するものとし、原則として、コドモンは対応いたしません。
2. 前項の規定に関わらず、当該返金に関して販売店と連絡が取れない場合、コドモンが別途定める手続に従い、コドモンへご連絡ください。また、コドモンから契約事業者に対して、当該返金に関するご連絡を行う場合があります。

第10条(売買等に関するお問合せ)

1. 取引条件、取扱商品・サービスの内容、当該商品・サービスに関する情報、その他販売店のウェブページ上の記載内容及び販売店における個人情報の取扱い等につきましては、販売店に直接お問合せいただくものとし、コドモンは当該お問合せには対応いたしません。
2. 前項の規定に関わらず、前項のお問合せに関して販売店と連絡が取れない場合、コドモンが別途定める手続に従い、コドモンへご連絡ください。
3. 本ストアの利用方法その他コドモンが提供するサービスに関するお問合せにつきましては、コドモンの案内等を確認いただき、それでもご不明点がある場合には、コドモンが別途定める手続に従い、コドモンへご連絡ください。

第11条(契約事業者の禁止行為)

コドモンは、契約事業者が、本ストアの利用において、コドモンサービス共通利用規約に定める禁止行為に加えて、以下に該当する、又はそのおそれのある行為を行うことを禁止します。

- (1) 購入する意図なく商品等の購入等を申し込む行為
- (2) コドモンの事前の許可を得ることなく、自動化された手段(自動購入ツール・ロボットなどこれらに準ずる手段)を用いて商品等を購入等する行為(商品等のページ上の情報取得等を含む)
- (3) 正当な理由なく商品等を受け取らない行為
- (4) 正当な理由なく返品等をする行為
- (5) 自己取引、関係者内での内部取引、架空取引をする行為
- (6) 本ストアの誤作動を誘引する行為
- (7) 本ストアが通常意図しないバグを利用する動作を生じさせ、又は、通常意図しない効果を及ぼす外部ツールの利用、作成、又は頒布する行為
- (8) 本ストアの運営を妨げる行為
- (9) その他前各号に類するものとしてコドモンが不適切と判断する行為

第12条(付帯サービスの追加・変更等)

1. コドモンは、事前に契約事業者に通知することなく、本ストアに付帯するサービス(以下「付帯サービス」といいます。)を適宜追加し、又は付帯サービスの内容を変更・中止することがあります。契約事業者が当該サービスを利用する場合、追加、変更後の当該サービスに適用される特約、ガイドライン等に従うものとします。
2. 前項に基づき、サービス内容を変更・中止したことによって、契約事業者に不利益、損害が生じた場合であっても、コドモンは、その責任を負わないものとします。

第13条(免責)

1. コドモンは、本ストアを通じて行われた契約事業者と販売店との商品等の取引に関する債務の履行、及びその他の取引に関して生じた紛争について、一切の責任を負わないものとします。
2. コドモンは、契約事業者及び販売店に対し、情報提供等を行うことがあります、契約事業者が当該情報をを利用して行った行為について、責任を負うものではありません。

第14条(損害賠償)

コドモンサービス共通利用規約第25条(損害賠償)第1項に関わらず、コドモンは契約事業者に対して損害賠償義務を負わないものとします。

2021年6月4日 作成

2023年7月10日 改定

2026年2月9日 改定